



発行/松戸市 編集/健康福祉政策課
生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室

〒271-8588 松戸市根本387の5

☎0120-970-735

松戸市臨時特別給付金事務センター (コールセンター)

✉mcrintokucall@city.matsudo.chiba.jp



住民税均等割
非課税世帯等に対して **臨時特別給付金** を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するため、住民税均等割非課税世帯等へ **1世帯当たり10万円** を給付します。

給付対象世帯

① 住民税均等割非課税世帯 (令和3年12月10日時点で、松戸市に住民票がある世帯)

支給要件 世帯の全員が令和3年度住民税均等割非課税であること。

※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外。

令和3年1月1日以前から市内に世帯全員の住民票がある場合

確認書を順次郵送しています。

記載内容を確認後、必要事項を記入して同封の返信用封筒で返送してください。

令和3年1月2日以降に市内に転入した人がいる場合

令和3年度住民税均等割非課税であることを松戸市から前住所地に照会する必要があります。

申請方法については市ホームページを確認いただくか、下記コールセンターにお問い合わせください。



市ホームページ

② 家計急変世帯

上記①以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

(詳しくは、2面を確認してください)

1世帯1回限り。また、①・②の重複受給はできません。

お問い合わせと手続き(申請)について

本給付金に関するお問い合わせは、「松戸市臨時特別給付金事務センター」(コールセンター)にお電話ください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則として郵送でお願いします。

- 松戸市臨時特別給付金事務センター (コールセンター)
☎0120-970-735 (通話料無料のフリーコール)
☎047-712-0825 (上記電話番号が利用できない場合)

- 相談窓口
(市役所に直接訪問された市民からの相談等に対応)
[会場] 市役所本館2階大会議室

コールセンターは、松戸市新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(☎0120-415-111の後、音声に従い4)からもつながります。
コールセンター・相談窓口の受付時間: 8時30分~17時(平日)

② 家計急変世帯の申請について

支給要件

① 住民税均等割非課税世帯（1面参照）以外で、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税均等割非課税相当水準以下となった、申請時に松戸市に住民票のある世帯。

支給方法

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入し、収入額が確認できる添付書類などとともに郵送にて申請してください。書類審査後、対象となる世帯に給付します。

申請期限：令和4年9月30日（金曜）〔消印有効〕

申請書の交付

コールセンター（☎0120-970-735）または相談窓口（市役所本館2階大会議室）で**申請書交付の予約**ができます。準備が整い次第、松戸市から申請書を郵送します。（交付の際、返信用封筒も同封します。）

※準備が整い次第、申請書は市ホームページからダウンロードもできます。

※申請書の交付及び申請受付(郵送)の開始は、令和4年3月1日を予定しています。

提出書類（以下の6点が必要です）

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書兼請求書
- 2 簡易な収入（所得）見込額の申立書（家計急変者）
- 3 振込口座を確認できる書類の写し（3面参照）
- 4 申請・請求者の本人確認書類の写し（3面参照）
- 5 申請・請求者の申請時点での世帯の状況を確認できる住民票（全員）の写し
- 6 「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に記載した、任意の1か月の収入の状況を確認できる書類または令和3年中の収入の見込額の写し

- 任意の1か月の収入：申立書に記載した月の給与明細書
- 令和3年中の収入：令和3年分の源泉徴収票、確定申告書、住民税申告書

※令和3年1月1日以降、複数回転居した人は戸籍の附票の写しが必要です。

※必要に応じ、別途提出書類を求める場合があります。

「住民税均等割非課税相当水準以下」の判定方法

令和3年1月以降の任意の1か月の収入を年収に換算して判定します。

収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。

- 非課税の公的年金等収入（遺族・障害年金など）は含みません。
- 非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので、下記の表をご確認ください。
- 収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。この場合は、令和3年分所得の源泉徴収票、確定申告書、住民税申告書の写しで判定します。

申請時点の世帯状況で、令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入（所得）について判定します。

- 原則、一度給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象になりません。
- 基準日（令和3年12月10日）に同一世帯だった親族が基準日の翌日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなします。同一の住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は給付を受けることができません。

住民税が課税されない所得水準(年収)の目安(非課税限度額)

※松戸市(生活保護基準の1級地)における非課税限度額

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族（合わせて1名）を扶養している場合	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族（合わせて2名）を扶養している場合	206.0万円未満	136.0万円以下
配偶者・扶養親族（合わせて3名）を扶養している場合	256.0万円未満	171.0万円以下
配偶者・扶養親族（合わせて4名）を扶養している場合	306.0万円未満	206.0万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

※これを超える人数の場合には、コールセンターにお問い合わせ下さい

令和3年1月以降の
任意の1か月収入

年収換算
(×12か月)

≦

支給対象者診断チャート

スタート

世帯の中に令和3年度分の住民税均等割が課税されている人はいますか

いいえ

①住民税均等割非課税世帯

世帯全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていますか
(一人でも扶養を受けていない人がいれば「いいえ」へ)

はい

対象ではありません

いいえ

令和3年12月10日時点で松戸市に住民票がありますか

いいえ

令和3年12月10日時点で住民票のある市区町村にお問い合わせください

はい

令和3年1月1日以前から松戸市に住民票がありますか

いいえ

松戸市で支給対象です(①対象世帯に該当)
「申請から支給までの流れ①」をご覧ください

はい

松戸市で支給対象です(①対象世帯に該当)
ただし、松戸市から前住所地に課税情報の照会が必要です。申請方法については市ホームページを確認いただくかコールセンターにお問い合わせください
「申請から支給までの流れ①」をご覧ください

②家計急変世帯

令和3年1月1日から現在までに新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少しましたか

いいえ

はい

世帯全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていますか
(一人でも扶養を受けていない人がいれば「いいえ」へ)

はい

対象ではありません

いいえ

収入が減少したことで、世帯全員が「住民税が課税されない所得水準(2面参照)」に当てはまりますか

いいえ

現在(申請時点)松戸市に住民票がありますか

いいえ

現在(申請時点)住民票のある市区町村にお問い合わせください

はい

松戸市で支給対象です(②対象世帯に該当)
「申請から支給までの流れ②」をご覧ください

申請から支給までの流れ

①住民税均等割非課税世帯

1 対象世帯に確認書が届く

令和3年1月2日以降に松戸市に転入した場合、松戸市から前住所地に課税情報の照会が必要です。申請方法については市ホームページを確認いただくかコールセンターにお問い合わせください。

2 確認書に必要事項を記入して郵送する

確認書送付の際、下記の添付書類①および②が必要です。

3 市で内容を確認

不備があった場合は書類を返送します。

4 給付金が指定口座に振り込まれる

確認書の発行日から3か月経った日までに郵送してください。

②家計急変世帯

1 要件に該当する場合、申請書をいずれかの方法でお受け取りください

(交付開始は令和4年3月1日を予定しています)

- コールセンターに問い合わせして個別郵送
- 相談窓口(市役所本館2階大会議室)で交付
- 市ホームページからダウンロード



市ホームページ

(個別郵送および相談窓口の場合、返信用の封筒も同封します)

2 申請書に必要事項を記入して郵送する

申請書送付の際、2面記載の提出書類が必要です(提出書類のうち、振込口座を確認できる書類の写し、本人確認書類については、下記の添付書類①および②を参照してください)

3 市で内容を確認

不備があった場合は書類を返送します。

4 給付金が指定口座に振り込まれる

申請書の提出期限は令和4年9月30日です。ご注意ください。

添付書類

①口座確認書類の写し(うち、1点)

振込先に指定する銀行口座の通帳、キャッシュカードの写しまたはインターネットバンキングの画面の写し

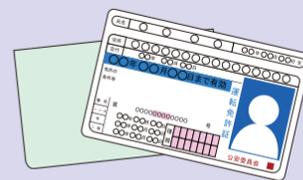
②本人確認書類の写し(うち、1点)

【官公署が発行した写真付きのもの】

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(顔写真付きのもの。通知カードは不可)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、運転経歴証明書(平成24年1月以後に交付されたもの)、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など

【官公署が発行した写真なしのもの】

国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証、健康保険証、年金手帳、年金証書、生活保護受給証明書など



！ ご注意ください

- 対象世帯に対し、10万円を給付します。世帯の人数分給付するものではありません。
- DV被害者で、他の市区町村から住民票を移さずに松戸市に居住している人は、松戸市で給付を受けることが出来る場合がありますのでコールセンターへご相談ください。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

市区町村や内閣府などがATMの操作をお願いすることや支給のための手数料等の振り込みを求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに不審な電話や郵便があった場合はすぐに警察署または警察専用相談電話(#9110)にご連絡ください。

Q & A よくある質問

①住民税均等割非課税世帯と②家計急変世帯の共通事項について

- 1 Q 住民税均等割が非課税の世帯（以下①）の給付金と家計急変世帯（以下②）の給付金の違いは何ですか。
A 世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯が①に該当します（1面参照）。また、①の要件に該当せず、「令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変」し、かつ世帯全員が「住民税非課税相当の収入となった」世帯は②に該当します。（2面参照）
- 2 Q 市役所、支所で申請できますか。
A 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則として郵送での申請をお願いします。
- 3 Q どのような方法で給付金を受け取るのですか。
A 原則として確認書（申請書）に記載した口座に入金されます。
- 4 Q 世帯主以外の口座でも受給可能ですか。
A 振込口座は特段支障がある場合を除き、原則として世帯主の口座となります。
- 5 Q どんな金融機関の口座でもよいのですか。
A 申請者（世帯主）の口座であれば、国内の金融機関どこでも利用できます。海外口座は利用できません。
- 6 Q 外国人ですが給付金の対象になりますか。
A 要件を満たす世帯（1面および2面参照）であれば対象です。

①住民税均等割非課税世帯の支給対象者について

- 1 Q 基準日とはいつのことですか。
A 令和3年12月10日です。
- 2 Q 確認書はどこでもらえますか。
A 支給対象世帯に松戸市から順次郵送しています。
- 3 Q 基準日に松戸市に住民票があれば全員もらえるのですか。
A 支給対象世帯（1面参照）のみに支給します。
- 4 Q 基準日翌日以降に松戸市に転入しました。どうすればいいですか。
A 基準日に住民票があった市区町村から支給されるので、転入前の市区町村にお問い合わせください。
- 5 Q 基準日時点では松戸市に住民票があるが、他市区町村で非課税の判定を受けている場合、どの市区町村から給付されますか。
A 松戸市から支給になりますが、松戸市が前住所地に照会する必要があります。申請方法については市ホームページを確認、またはコールセンターにお問い合わせください。
- 6 Q 修正申告等により令和3年度住民税均等割が課税となった場合、どのような取り扱いとなりますか。
A 修正申告や所得更正を行った結果、令和3年度は非課税から課税となった場合、本給付金の支給対象外となるため、既に受給している場合は返還する必要があります。
- 7 Q 基準日において支給対象者であった者（世帯主）が亡くなった場合、どのような取り扱いとなりますか。
A 基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下の通りの取り扱いとなります。
(1) 確認書の返送を行うことなく亡くなられた場合
当該世帯主以外の世帯員がいる場合はその世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し支給を受けることとなります。なお、単身世帯の場合は、世帯自体が無くなってしまいうため、支給されません。
(2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合
当該世帯主に支給が行われ、ほかの相続財産とともに相続の対象となります。
- 8 Q 申請期限までに確認書を提出しなかった場合、給付金は受給できないのですか。
A 発行日から3か月経った日までに返送がない場合には、給付金の受給を辞退したものとみなされます。

②家計急変世帯の支給対象者について

- 1 Q いつの時点で松戸市に住民票がある世帯が対象ですか。
A 申請時点で松戸市に住民票のある世帯が対象です。支給の要件は2面を参照してください。
- 2 Q 申請書はどこでもらえますか。
A コールセンターまたは相談窓口で申請書交付の予約ができます。準備が整い次第、松戸市から申請書を郵送します。（交付の際、返信用封筒を同封します。）また、準備が整い次第申請書は市ホームページからもダウンロードできます。
- 3 Q 令和4年9月30日までに申請書を提出しなかった場合、給付金は受給できないのですか。
A 令和4年9月30日までに申請がない場合には、受給できません。
- 4 Q 任意の1か月は世帯主および世帯員は同じ月を選択する必要がありますか。
A 基本的に同じ月を選択していただきます。
- 5 Q 1年間のうち収入月が特定月に生じる業種の場合、どのような取り扱いとなりますか。
A 事業活動に季節性があるケースにおける通常収入を得られる時期以外を対象月として申請することはできません。
- 6 Q 虚偽の申請をおこなって給付金を受け取った場合、どうなりますか。
A 返還いただきます。虚偽による申請は不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。
- 7 Q 収入見込みがいくらであれば住民税非課税相当に該当しますか。
A 世帯構成によって異なります。2面記載の「住民税が課税されない所得水準（年収）の目安（非課税限度額）」を参照してください。

松戸市に住んでいる外国人のみなさんへ

住民税均等割非課税世帯と令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯に対して臨時特別給付金を支給します。支給要件など詳しくはコールセンター（0120-970-735）にお問い合わせください。

To foreign residents in Matsudo City,
A temporary special benefit (Rinji Tokubetsu Kyufukin) will be provided to ①households that are exempted from paying the per-capita amount of Residence Tax and ②households whose household income has significantly decreased since January 2021 due to the influence of the Novel Coronavirus disease. Please call (0120-970-735) for details, such as eligibility, etc.

松戸市の各位外籍居民
针对住民税均等征收非课税家庭以及在令和3年1月以后因新型冠状病毒感染症影响家中收支情况出现急速变化的家庭，将支付临时特殊补助金。有关支付事项等详情请致电咨询中心（0120-970-735）。

Gửi những người nước ngoài hiện đang sống tại thành phố Matsudo
Những hộ gia đình được miễn thuế cư trú bình quân theo đầu người và những hộ có sự thay đổi đột ngột trong ngân sách gia đình do ảnh hưởng của dịch Covid kể từ tháng 1 năm 2021 sẽ được nhận Trợ Cấp Đặc Biệt. Chi tiết điều kiện nhận trợ cấp xin liên hệ Trung tâm hỗ trợ qua điện thoại (0120-970-735).

お問い合わせ	申請方法について	松戸市臨時特別給付金事務センター（コールセンター）	☎0120-970-735	受付時間：8時30分～17時（平日）
	制度について	内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター	☎0120-526-145	受付時間：9時～20時（土・日曜・祝日含む）